

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

対外支払手段等の売買に関する報告書
(年 月～ 月分)

報告年月日： _____
報告者： _____
氏名又は名称

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

及び代表者の氏名

報告者の区分 (該当分に○) 1. 銀行 2. その他

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：百万米ドル)

	米ドルを対価とする取引			円を対価とする取引 (米ドルを除く)				左記以外 の取引	全通貨計
	円	ユーロ	その他 通貨	ユーロ	英ポンド	スイス・ フラン	オースト リア・ ドル		
アウトライト	対銀行等取引分								
	アローカー経由								
	本支店間取引								
	その他								
アローカー経由									
本支店間取引									
対銀行等取引分									

ス ワ ッ ブ	ブローカー経由																			
	本支店間取引																			
	その他																			
ブ	ブローカー経由																			
	本支店間取引																			

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

- 2 本報告書は、本邦店の四半期中に取引を締結した対外支払手段等の売買高の合計額を記入すること。
- 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 4 「アウトライト」とは特定受渡日の「売切り」又は「買切り」の取引をいい、「スワップ」とは受渡日が異なる同額通貨の「売り」と「買い」を同時にかつ交差的に行う取引（為替スワップ取引）及び一定の期間内に異なる通貨の想定元本又は金利を交換することを同時に約定する取引（通貨スワップ取引）をいう。「アウトライト」及び「為替スワップ取引」については当該取引に係る売却及び買入の対価額の合計額を記入し、「通貨スワップ取引」については当該取引の約定日における想定元本額の合計額を記入すること。
- 5 「対銀行等取引分」欄には、法第16条の2に規定する銀行等（本邦内本支店を除く。）及び外国にある銀行（本店又は支店を含む。）との取引高を記入すること。
- 6 「ブローカー経由」欄には、外国為替ブローカー（電子ブローカーを含む。）を経由した取引高を内書すること。
- 7 「本支店間取引」欄には、外国にある本店又は支店との取引高を内書することとし、本邦内本支店間の取引高は記入しないこと。
- 8 「その他」欄には、顧客との取引及び銀行等又は外国にある銀行以外との銀行等間外国為替市場における取引等の取引高を記入すること。
- 9 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
- 10 本報告書は、外国通貨又は旅行小切手の売買を除いて記入すること。ただし、外国通貨又は旅行小切手の売買を除くことが困難な場合には、これを含めて記入して差し支えない。

(日本産業規格 A 4)